

中央建設業審議会総会

2025年12月2日

【事務局（高橋）】 それでは、皆様おそろいとなりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様には御多用のところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局の建設業課、高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の審議会は、委員総数の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、建設業法施行令第49条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項によりまして、本審議会は公開とされております。

本日お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足等はございませんでしょうか。ございましたら、お申しつけいただければと存じます。

また、本日はオンラインで御出席の委員もいらっしゃいますので、御発言の際にはゆっくりとお話をいただきますようお願いいたします。

報道関係の皆様の冒頭のカメラ取りにつきましては、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の楠田から御挨拶を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

【楠田不動産・建設経済局長】 不動産・建設経済局長の楠田でございます。

中央建設業審議会総会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の先生方には、日頃から国土交通行政に御理解、御協力を賜っております。また、本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

この総会、前回は今年の6月に開催をさせていただきました。前回の総会では、昨年6月に成立をいたしました第三次・担い手3法を踏まえまして、この総会の下に設置をした労務費の基準に関するワーキンググループでの議論の内容について中間報告をさせていただきますとともに、時代の要請を踏まえた建設工事標準請負契約約款や、経営事項審査の見直しの方向性について、御審議をいただいたところでございます。

本日の総会では、今月の12日の第三次・担い手3法の全面施行に向けて、3点ほど

御審議をいただきたいというふうに考えております。まず、本審議会において作成勧告することとされております労務費に関する基準について、本日までにワーキンググループを11回開催をいたしまして、議論を重ねていただきました。その結果を踏まえて作成をした基準について、御審議を賜りたいというふうに考えております。また、建設工事標準請負契約約款と経営事項審査につきましても、労務費の基準の実効性の確保や、適切な価格転嫁に向けた受発注者間の協議の円滑化といった観点から必要な見直しの検討を進めてまいりましたので、その改正案についても御審議を賜りたいと考えております。

昨今の自然災害の頻発化、激甚化を踏まえまして、防災減災、国土強靭化が成長戦略分野の1つに位置づけられ、その重要性がますます大きくなっている中で、それを将来にわたって支え続ける建設業の実現が、これまで以上に強く求められていると、私どもも日々感じているところでございます。また、我が国の建設業は、担い手の長期的な減少、主要資材の高止まりといった危機に直面をしているところでありますけれども、見方を変えれば、これまでの取引慣行を根本から改め、賃上げ環境の整備や価格転嫁対策の徹底などを実現する絶好の機会であるとも言えるかと考えております。本日御審議いただく事項は、建設業をめぐるこのような情勢の中で、適正な労務費を確保し、行き渡らせ、建設技能者に適切な賃金を支払うことで、建設業を将来に希望の持てる持続可能な産業にするための極めて重要な施策でございます。委員の先生方には、本日も忌憚のない御意見、御示唆を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（高橋）】 ありがとうございました。

議事に先立ちまして、前回開催以降に委員の御交代がありましたので、御紹介させていただきます。

本日、あいにくの御欠席となっておりますが、川越市長の森田初恵委員に新たに御就任いただいておりますことを御紹介申し上げます。また、本日の審議会におきましては、弁護士の池田綾子委員、島根県副知事の石原恵利子委員、筑波大学人文社会系教授の楠茂樹委員、慶應義塾大学法学部教授の丸山絵美子委員より御欠席の御連絡をいただいております。また、京都大学大学院工学研究科准教授の西野佐弥香委員には、オンラインで御出席をいただいております。

これより議事に入らせていただきますが、報道関係の皆様におかれましては、これ以降のカメラ取りを御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行は大久保会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【大久保会長】 大久保です。よろしくお願ひします。それでは、早速ではありますけれども、お手元の議事次第に基づきまして、議事に入らせていただきます。

まず、議事1ということで、労務費に関する基準（案）について、事務局より御説明をお願いします。

【伊勢官房参事官】 国土交通省不動産・建設経済局大臣官房参事官の伊勢と申します。

私からは、議題1の労務費に関する基準案につきまして、御説明をさせていただきたく存じます。以降、着座にて失礼いたします。

お手元の資料1-1から1-3につきまして、御説明をさせていただきます。

大きく分けまして、1-3につきましては、改正建設業法34条2項の規定に基づきまして、中央建設業審議会より作成、御勧告いただく基準案の本文でございます。こちら、かなりボリュームがございますので、本日はその概要として一部抜き書きをしております資料の1-2でございます「労務費に関する基準案の概要」、そして、考え方でありますとか経緯につきましてまとめさせていただいております資料1-1でありますが、「労務費に関する基準について」という資料につきまして、主に御説明をさせていただきたく存じます。

それでは、まず、資料1-1を御覧ください。

1ページおめくりいただきまして、これは、これまで何度も何度かこの総会でも御議論といいますか、御説明させていただいておりますが、全体といたしまして、この30年間で大きく建設業に従事する技能者につきまして、シェアの減少を伴う絶対数の減少があったということ、その中でやはり賃金が全産業平均に比べてなかなか至らないというところ、要因といたしまして、やはりそこについて労働環境に見合った賃金の引上げ等処遇改善が必要である中で、総価一式での契約という中で、労務費そのものが価格競争の原資となっているという実態がある、そういう部分について法的なアプローチが必要なのではないかということが左側の背景でございます。

新たなルールといたしまして、今般、昨年成立した改正建設業法におきまして、能力の評価に基づく賃金支払い等々につきまして、建設業者に努力義務ということ。そして、本日のこの議題でございますが、中央建設業審議会におきまして、労務費に関する基準、作成、御勧告いただくということ、その中で労務費の水準を明確化いただく。その上で、労務費等内訳を明示した見積書の作成を努力義務化すること。さらに、通常必要と認められる原

価を著しく下回る見積りでありますとか契約締結を禁止すること、それに対する指導・監督、勧告・公表等というような監督処分等を課すということ。そういったような法的な規律を活用しながら、適正な労務費を公共工事、民間工事に関わらず、全ての技能者に対して賃金として支払われることを図っていこうというものが、今回の新たなルールの導入の趣旨でございます。

1枚おめくりいただきまして、ワーキンググループの設置でございますが、前回、第8回、昨年の9月から都度11回開催をさせていただいております。前回6月の総会後、第9回、第10回、第11回と開催させていただいておりまして、第9回におきましては、基準の作成方針について主に御議論いただいた上で、第10回でこの基準の素案について、第11回において基準の案につきまして御議論いただきまして、おおむね御了解いただいたというような状況に至っているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページといたしまして、今回の労務費に関する基準の考え方と実効性確保策につきまして、全体的な考え方をお示しをしているところでございます。

上の表でございますけれども、この発注者、元請、下請、こここの部分につきましては、建設工事請負契約の中で、賃金の原資である労務費、これを適正に確保していくということでございますので、ここについては、建設業法に基づく規律として労務費に関する基準でその適正な支払いを担保していこうというものです。直用される技能者の方々に対する賃金につきましては、これは直接的に今回の建設業法のこの労務費に係る規制をかけるということではなく、例えばここにお示ししておりますように、建設キャリアアップシステムに基づく能力評価の評価ごとに年収の目標値を定めている中で、そういったCCUSレベル別年収の支払いを誘導することによりまして、最終的には適正な賃金を支払いというものを促しかけているというものが全体像でございます。それに対する実効性確保策といたしまして、後ほど詳細御説明いたしますが、大きく3つの固まりがございまして、1つは契約段階、いわゆる入口とよく称してございますけども、契約段階における、こういった支払いの実効性を確保していこうという取組。そして、労務費、賃金の支払い段階、出口とよく称しておりますが、出口段階における実効性確保策、出口段階における適正な賃金支払いを確保するための実効性確保策、その上で公共工事につきましては、さらなる実効性確保を図るための上乗せ的な取組を図っていこうというような、大きく3つの柱に基づく実効性確保策を講じていこうというものが全体としての絵姿となっているところでございます。

4ページ、労務費に関する基準の全体としての基準の考え方でございます。

まず、その基準の位置づけでございますけれども、ここは公共工事・民間工事に関わらず、通常必要と認められる労務費、建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費の、ひとつ相場感として、この基準を確立しようというのが1点目でございます。

その上で、これはあくまで相場感でございまして、個々の契約におきましては、工事条件、施工条件様々でございますので、あくまで個々の工事におきましては、見積りあるいは入札時に基準の考え方沿って個別の労務費を見積もった上で価格交渉、あるいは価格決定をいただくということが必要になるということ、こういったことは併せて位置づけているところでございます。

その上で、行政が指導・監督、これは通常必要と認められる労務費に対して著しく低いか否かというような、ある意味、行政が指導・監督を行う際の発動基準といたしましても、この基準の考え方を踏まえて、受注者からの見積り、あるいは注文者からの見積り変更依頼、あるいは総価での原価契約につきまして、行政の監視の基準としても活用していこうというような位置づけを取っているところでございます。

具体的な、右側は適正な労務費の考え方ということでございますが、まず、全体として求められる賃金水準としてどこを目指していくかということにつきましては、これは公共工事設計労務単価、現時点におきまして最新のものとして、全産業全国平均で2万4,852円、1日8時間当たりというものでございますが、まずは、このレベルを目指しつつ、全産業並み以上への処遇改善を目指していこうということで、賃金水準については、早急に公共工事設計労務単価を目指していこうということ。その上で、この設計労務単価並みの賃金支払いに必要な原資というものをベースといたしまして、公共工事設計労務単価を土台とした形で、適正な労務費を考えていこうということが、まず、大きな柱でございます。

その上で具体的な労務費の考え方でございますが、設計労務単価につきましては、日額当たりの数字でお示しをしているところでございます。基本的には、ここに労働時間ないし労働日を掛けることにより算出するということが基本的な考え方である一方で、ここについてやはり作業効率がいい、悪い、あるいは省人化が進んでいる、進んでないという部分におきましては、やはり一定の競争性を残すべきであるのではないかというようなワーキングでの御議論も踏まえた上で、ここにつきまして、設計労務単価に対して単位施工量当たりに要する人手である歩掛を掛けることによりまして、単位施工量当たりの、ある意味労務費の単

価を出すと。その上で、施工数量を掛ける形で全体としての労務費を算出するというような考え方を本基準においてお示しをさせていただいているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページを御覧ください。

その上で、今ほど申し上げました基準全体としての考え方を本基準においてお示しをしております。個別の職種ごとに定めようとしている基準値、すなわちある職種において特定の施工数量当たり幾らを基準とするのかという数字基準につきましては、ここはかなり個々の職種ごとに数字が詳細であるということ、ここをある程度柔軟に、これまでもこの基準についてはアジャイル型で運用していくというような御説明を差し上げておりますけれども、隨時見直しをしていくということ、その基準の詳細性でありますとか、今後想定される見直しの隨時性に照らしたときに、ここについてはある程度基準としての柔軟性を確保しておくべきではないかというような議論もございましたということを踏まえた上で、一定の考え方、すなわち個別の職種ごとに想定されている標準的な工事内容が明確であるということ、それに対して当てるべき歩掛、どのぐらいの人手がかかるかというものが公共工事において採用されて歩掛などで明らかにあるかどうか。どういう職種の方がお仕事をされているかという部分について、適用すべき設計労務単価が明確であると、こういった要件を満たす職種につきましては、国土交通省が労務費の基準に関するワーキンググループにおいて御意見などを聞きした上で、国土交通省として基準値、具体的な数値を定めをするということとするという考え方を、今回、お示しをしているところでございます。この場合におきましても、あくまで標準的な工事、標準的な施工内容において、このぐらいの労務費がかかりますという基準をお示ししたにとどまるものですから、あくまで個別の工事におきましては、その工事の条件に照らした上で、一部基準値ですとか基準値の考え方になるような前提条件を変更した上で数字をつくっていただきて、見積りいただきて交渉いただくというプロセスが必要であるということにつきましては、一般的な考え方と変わることはないというものでございます。

この基準値のフォーマットとして、左側に表を示しておりますけども、ある職種についてどういう工事が一般的であって、その規格仕様がどういうものが一般的で、その条件はどうでと。その数字の出し方がどういう掛け算の足し合わせによって計算なされているかというところまでをお示しをし、その表の下に、詳細な工事の条件でありますとか、あるいはどういったものがこの積み上げに含まれているかというような留意点をお示しするという形で一般的なフォーマットをお示しすると。ここまでは、今回の基準案に盛り込んでいるとい

うことでございます。

これを踏まえまして、職種別に、これまで25の職種について意見交換を行ってまいりましたけれども、基準値としてお示しをしようとしている1例、2例が右側の図でございますけれども、建築鉄筋におきましては、これは左側に詳細な適用条件をお示ししておりますけれども、施工数量1トン当たり7万1,472円ということ、これは東京都の例でございますが、建築型枠についても同様に、施工平米当たり5,291円と単価をお示しするということでございまして、現時点におきまして、法施行段階において、13の職種について、こういった基準をお示しするということで、現在最終的な調整を行っているところでございます。残余の職種につきましても、法施行後、引き続きこの基準値の設定に向けて関係団体との調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が基準の考え方、基準値の考え方についての御説明でございます。

6ページ以降は、実効性確保策についての御説明となってございます。

まず、入口、すなわち契約段階における適正な労務費の確保を図るための実効性確保策ということで、左側にどういった、まさに商慣習としてどういった絵姿を求めていくのかというような考え方をお示ししておりますが、まず、1つ目の箱といたしましては、個別契約に即し、先ほどからも少しお話をしておりますけれども、見積りを作っていただくということです。個々の労務費に関する基準あるいは基準値の考え方方に沿って、個々の工事について見積りを作っていただくと。そして、その見積りをベースとした、見積りを尊重していただくような形で交渉を行っていただくということ。その上で、公正な契約を結んでいただき、それに沿って誠実に移行していただくと。

この絵姿を目指すために必要な実効性確保策として大きく3点ございますのが、まず1点目ですが、まず、この見積りと契約、労務費に関する基準を活用した見積りと契約、どうやって進めていけばいいのかというような具体的な考え方ですとか疑義について、これは基準の全般的な総論的な考え方という視点もございますし、受注者、発注者それぞれにおいて留意するべき点と、こういった部分もございますけれども、それぞれについて運用指針を作成して、今回の法施行と併せてお示しをすることとしてございます。併せまして、必要経費、これは労務費の確保を図るに当たりまして、いわゆる直接労務費が間接労務費に削られるということはあってはならないことでございますので、ここについてしわ寄せを防ぐという措置が必要であろうということ。具体的には、今回、建設業法施行規則を法施行に合わせまして改正をする予定としておりますが、こちらの中で材料費でございます

とか労務費と並んで、法定福利費の事業主負担分、あるいは安全衛生経費、建退共掛金、こういった経費につきましては、内訳明示の対象として位置づけるということ。これによって、こういった経費が直接労務費に入れ込むということを未然に防ぐという措置を今回講じようとしているところでございます。併せて、その他の雇用に伴う経費、必要経費、これは公共工事設計労務単価の公表においても同様の運用をしてございますけども、こちらについても参考値といたしまして、直接労務費にぶら下がる間接労務費の総体として、おおむねこのぐらいの額がかかるということを目安として参考公表する予定としております。

箱の3つ目でございますけども、見積り、この運用方針でお示しするとともに、具体的な見積りをどういうテンプレートで作成すればよいのかという部分についても一定手を打つ必要があると考えてございます。特に中小規模事業者あるいは一人親方、これまで、ある意味積み上げに基づく見積書を作るという感覚がない方々について、しっかりとサプライチェーンの、より現場に近い側から見積りを上げてもらうというような慣行を確立することが大変重要だと考えておりまして、我々といたしましても、見積書のひな形というようなものをつくるしていくという、作成を進めていると、法施行に合わせて公表できるように準備を進めているということと、併せて、そういったものに応じて専門工事業ごとに置かれている条件、材工分離の見積りの困難度ですとか、そういった部分も一定異なってくる部分がございますので、そういった国土交通省において作成をする見積りのひな形を踏まえて、専門工事業界ごとに標準見積書の作成などを進めていただくと、こういった取組を進めているという状況でございます。

併せて、目指すべき将来像、下の箱でございますけれども、やはり適正に労務費ですか賃金、これまでこういった部分の、ある意味原資が競争原資になってきたという状況がある中で、こういったものを適切にお支払いされている事業者の方々が競争上不利にならないようにということ、これについてやはりワーキングの議論の中でもかなり、そこについてしっかりと手を打っていただきたいというような御意見をいただいたところでございます。併せて、建設Gメン、ここの実効性確保、これも前回の総会においても御意見いただいたとお聞きしておりますけれども、こういったしっかりと調査をしていただいて、ダンピングによる価格低下、あるいは生産性が上がっているから安くなっていると、こういったものを見極めた上で、必要に応じて許可行政庁が指導・監督というような枠組みを確立していただきたいと、あるいは確立すべきであるというのが目指すべき将来像なのかなと。

それにつきまして、実効性確保策といたしまして、1点目、自主宣言制度の導入、ここも

法改正に合わせてという論調するということを予定してございますけれども、改正建設業法に基づく処遇改善に係る努力義務の実践、あるいはそれに伴って客観構成基準に基づく賃金支払いというものに一定必要になってくる建設キャリアアップシステムの活用、これはレベル別年収の支払いをということの中で、レベル判定を受ける上でCCUSを使っていくと、特に詳細型を使っていくということが必要なってまいりますので、そういうものの活用。あるいは、サプライチェーン全体で、こういった取組をされていただく方々を積極的に取引に活用していくというような絵姿を確立していこうということで、取引時における自主宣言企業の優先選定を行うという辺りを宣言をいただくということで、建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度というものを創設した上で、ここにつきまして、後ほど御説明があろうかと存じますが、経審における加点でございますが、一定のインセンティブを付与させていただくということで検討を進めているという状況でございます。

併せて、建設Gメンによる調査等の実施ということでございますが、ここにつきましては、やはり見積りを、初期段階の見積り、あるいは契約段階における見積りと、こういったものの照査照合によりまして、そういう値下げの要因のようなものがある程度トラックできるというような枠組みの確立が重要であると考えておりますと、今回の法改正に合わせまして、この材料等記載見積書、これは作成努力義務というようなことをかけさせていただいておりますけども、一定期間の保存を義務づけるというような形で、ここについて事後的に建設Gメンが円滑な調査ができるようにということで書類の保存義務を今回講じるということを予定してございます。

その上で、こういった形で保存をしていただいている見積りのビフォー・アフターを比較することによって、より実効性の高い調査でありますとか、その後の許可行政による指導監督につなげていこうというのが、実効性確保策の建設Gメンの調査等の実施に係る部分でございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。

こちらにつきましては、出口、労務費賃金の支払い段階における実効性確保策ということでございます。まずは、能力について公正な評価と適正な賃金と、ここは今回の建設業法改正における建設業者における努力義務となっていくところでございますが、やはり今ある枠組みという観点で申し上げますと、CCUSレベル別年収、こちらの支払いというものをしっかりとやっていただこうということが重要であると考えております。こちらにつきましては、先ほどCCUSの活用につきまして、自主宣言制度に取り組むという形で、ま

まずはそのプラットフォームであるCCUSのしっかり活用を進めていくということが重要であると考えておりますが、CCUSレベル別年収の実効性を上げていくという取組も大変大事だと思っております。今回、この基準におきましては、CCUSレベル別年収、現在は全国一律の数値を下位、中位、上位というような形でお示しをしていますけれども、この年収、目標値と標準値と大きく2つのベンチマークを設定するということを基準案には盛り込んでおります。その上で、目標値の支払いを目指していこうというのが1つ。あるいは、標準値につきましては、請負契約においてここを下回る場合においては、労務費のダンピングのおそれがないかと。すなわち、賃金が行き渡っていないということを、賃金の固まりである労務費が行き渡っていないということの端緒情報として、重点的に確認をするということではないかということで、こういったCCUSレベル別年収の位置づけの強化ということについても今回位置づけをしておりまして、それに併せて、今回CCUSレベル別につきましても、前回、令和5年に、第1弾、初回のものを公表してございますが、今回の法改正に合わせまして、改定したこの標準値、目標値という形でオープンにするということとで準備を進めているというような状況でございます。

併せまして、目指すべき将来像といたしまして、まず、関係者がみんなで役割分担をしながら、デジタル技術なんかも活用しながら、実際に賃金が支払われたかどうかということを見ていこうということ。あるいは、処遇改善を通じて、事業者の実力を上げていこうということでございます。こちらに係る実効性確保策といたしましては、こちらの標準契約約款の改正に係る御説明、後ほどあろうかと存じますが、請負契約において、ある意味、そこに係る当事者間において、適正な労務費でありますとか賃金の支払いの状況を確認できる枠組みといたしまして、いわゆるコミットメント制度、すなわち請負契約において、労務費や賃金の適正な支払いに係る意思表明でございますとか情報開示の合意と、こういったような条項を選択条項として入れつつ、そちらの活用を推奨するという形で、こういったような将来像の実現を目指していくことが1点目のお話でございます。

2点目、3点目、こちらにつきましては法施行後の取組になるということでございますけれども、先ほど賃金に係るCCUSレベル別年収の御説明の中で、賃金に係る支払い情報を労務費の不適正な支払いに係る端緒情報として一定活用していくことを模索というような御説明いたしましたが、ここをまさに技能者サイドからそういった賃金が適切に行き渡っていないというような通報の枠組みを確立しようというのが、この上から全体で見ますと3つ目の箱でございます。こちらにつきましては、役割分担でありますとかコスト負担、あ

るいは通報に係るシステムをどう組んでいくのかというような検討を経た上で、令和8年度以降に通報制度の導入を確立していくというようなスケジュール感で、具体的な安全に向けた検討を進めているところでございます。

併せまして、国土交通省に悪質事業者の公表、こちらにつきましても、悪質とする基準でありますとか、公表に係る法的な位置づけにつきまして、現在、整理を進めてございまして、そちらの整理が整い次第、こちらも令和8年度以降になるということを念頭に置いておりますけども、枠組み自体を動かすことができるようについて準備を進めているという状況でございます。

1枚おめくりいただき、8ページでございますけれども、公共工事における上乗せの実効性確保策ということで、まずは、目指すべき将来像、入口に關係する部分といたしましては、いわゆるダンピング契約の締結を防ぐということ、そこが非常に大きな柱ということでございます。これにつきましては、実効性確保策、大きく2点ございます。1点目は、入札金額の内訳書の中で内訳明示を義務化すると。すなわち、落札者における労務費、落札価格において労務費等が適切に確保できるかどうかということを内訳チェックすることによって確認をすることができるようとするというものが1点目のお話でございます。

その上で、労務費ダンピング調査ということでございますが、やはり直接工事費ですから、一定の予定価格に対して一定の水準を下回っていないかどうかと。下回っている場合、その要因はどうかというようなことをチェックすることによりまして、労務費のダンピングによって、ある意味全体の価格を抑制し落札をするというようなことについて、その適正性をチェックできるようにということで、公共発注者による労務費ダンピング調査という枠組みを新たに今回導入するということを予定しているところでございます。

出口段階における取組といたしましては、やるべきことは、民間工事と同じく、しっかりと関係者で役割分担をしながら賃金支払いを確認をしていこうということが1つあります。あとは、公共発注者として、これは受注者側から協力をいただけるということが1つ重要なポイントになってくるところでございますが、労務費賃金あるいは労働時間、こういったものを把握していくということを目指していこうということ。1点目につきましては、これも先ほど御説明いたしましたコミットメント制度の活用をしっかりと図っていこうということ。2つ目につきましては、これは直轄工事で様々な試行的な取組が進みつつあるという状況でございますけれども、支払われるべき労務費と積み上げ、あるいは落札価格から見られ、あるいはそれに対して実際に支払われた労務費を比較するというような取組を、まずは国

土交通省直轄工事において試行的にやっていくということ。実際、それにかかるコストですかとか手間ですかとか時間ですかとか、そういうものがいろいろ出てくる、あるいはそれについての課題なども出てくることかと存じますが、その実施方法でありますとか、どういった形で比較するのが有用かというような部分も見ながら、事業者選定に生かすことができるかどうかというようなことも含めて検討を進めていくというものが、こここの公共工事における出口に係る実効性確保策の2点目のポイントでございます。

資料1-1に係る説明は以上でございます。

続きまして、資料1-2でございますが、こちら、基準の大きく柱立てと抜き書きというような構成になっておりますが、今、1-1にて具体に御説明できなかった部分に的を絞つて御説明させていただければと存じます。

まず、資料1-2の1ページでございますけども、こちら、概要ということで1枚おめくりいただきまして、柱立てでございます。

第1章総論といたしまして、背景でありますとか、法改正でどんなことをしたかということ、あるいは労務費に関する基準についての基本的な考え方でありますとか、それに先立つ経緯のようなものを総論としてお示しをしているということでございます。

第2章といたしましては、基本的な考え方ということで、適正な労務費の水準についての総論的な考え方でございますとか、あるいは基準値、国土交通省がワーキングでの議論を経て定めるということにいたしておりますが、そういう基準値の定め方、あるいは、先ほど御覧いただいた様式等々についてお定めをしているというのが、2章の(2)でございます。

第3章につきましては、こちら、特にワーキングにおきましても、前半、かなりの時間をかけて御議論いただきました実効性確保策につきましても、今回この基準の案として、1つの大きな柱として盛り込んでいるというような形を取っております。

その他ということで、第4章ということで、労務費以外の各種経費の見積りでありますとか等々につきましてということでございます。

2ページ、詳細4枚紙のうちの1ページ目になりますけども、幾つかポイントをかいつまんで御説明いたしますと、2ページ、第2章、右側(1)の下の2つのポツでございますけども、高い技能、先ほど一般的な歩掛でありますとか一般的な単価掛け算によって労務費を出す、労務費の全体の相場を出すというようなことが基本であるということを御説明いたしましたけども、技能者の確保コストが高いでありますとか、高い技能を要する技能者が必要であるという場合におきましては、もちろん、そういう部分を踏まえて、より高い水準

で労務費を積み上げるということでよいのではないかというようなことでございますとか、労務費の基準のベースとなります公共工事設計労務単価には、いわゆる直接労務費である技能者の賃金相当分、かつ1日8時間ベースしか含まれてございませんので、そういうもののをはみ出る間接労務費でございますとか、8時間を超えるいわゆる超過勤務にかかるような部分につきましては、別途手当が必要だということを留意点としてお示しをしているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページでございますけども、第2章(2)の一番下のポンツ、③でございますけれども、御説明でこれまで、今触れさせていただきましたけども、この基準値を決める、あるいは変える、あるいはこれを公表するという部分につきましては、基本的には、労務費ワーキングとのコミュニケーション、基本事前に御意見を聞くということになると考えておりますけども、そういうプロセスを経た上で、国土交通省が基準本文に示された作法、ルールにのっとって、この策定を行っていくということをお示ししているところでございます。

1枚飛ばしていただきまして、最終ページ、5ページでございますけれども、第4章(3)といたしまして、基準の見直しにつきまして言及させていただいておりますけれども、見積りの普及の状況でありますとか、労務費あるいは賃金の確保、そういう状況につきまして、今後このフォローアップを実施していくということ。あるいは、その結果として、必要があればワーキング、労務費ワーキングでの議論を改めて得るということ。それを踏まえて、この基準の見直しに係る措置、こういったものをやっていくことが適切なのではないかというような基準の見直しの発動のトリガーのような部分につきましても、今回この基準として案においてお示しをさせていただいているということでございます。

最後、結びにということで、それぞれ建設工事、こういった賃金の原資を削るダンピング競争から、それを確保した上での価格競争、あるいは技術に基づく競争と、こういったものへの転換を目指すということを、まず頭として置かせていただいた上で、それを目指す上で、各サプライチェーンの当事者それが果たすべき役割などにつきまして、結びとしてメンションさせていただいたという状況でございます。

長時間なりましたが、私からの説明は以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。先ほど楠田局長、および事務局からお話をありましたけれども、昨年9月から今年の10月にかけて11回のワーキンググループを開催していただいて、委員の皆さん、この審議会の委員の方も何人か御参加をいただいていま

すけれども、大変御多忙の中、活発な議論をいただきまして、この案を作成いただきました。この場を借りて感謝を申し上げます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などございましたらお願ひします。なお、いつものとおり、発言の前に、お名前を言っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。それではお願ひします。

【宮本委員】 ありがとうございます。日本建設業連合会会長の宮本でございます。

まずは、この労務費に関する基準について、これまでワーキンググループにおいて11回にわたって精力的に議論を進めていただきまして、今回の取りまとめに至るまで、関係者の皆様の御尽力には大変感謝を申し上げるところでございます。また、日建連からの意見についても数多く反映をしていただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

今後は、このように基準が定められて発表されるということですが、この実効性が問われるということになるかと思います。特にサプライチェーン全体での価格転嫁を確実に行える環境を実現することが重要だと考えております。国におかれましては、特にサプライチェーンの出発点である発注者の方々への理解が得られるように、強力な御指導をお願い申し上げますとともに、周知徹底に向けた資料の作成など、格別の御支援をお願いしたいと思っております。また、日建連といたしましても、実際に適正賃金が技能労働者に行き渡るよう、協力会社による適正な労務費等が内訳明示された見積りを尊重し、適正な労務費の支払いについて、その徹底に努めてまいります。国におかれましても、建設Gメン等による調査、指導、さらに通報制度の幅広い周知など、実効性確保の取組を何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

まずは、この建設業のサプライチェーンにおける新しい仕組みに一步踏み出すことになるわけであります。そう簡単に様相が変わるということはなかなか難しいかとは思いますが、何としてもこの取組を進めていきたいと思っているところでございますので、御説明の最後にもありましたけれども、ぜひこの中建審の場におかれましても、フォローアップをしていただくようお願いをしたいと思います。状況等、あるいは、うまくいった点、うまくいかなかつた点を含めてフォローアップしていただいて、より良い制度にしていければよいと思っておりますので、併せてよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

【大久保会長】 ありがとうございました。今宮本委員から、まさにおっしゃるとおり、今後実効性が問われるということで、サプライチェーン全体で、しっかりととした価格転嫁を

進めていただきなければなりませんので、それに関する、特に発注者の理解を得るということに対して、国としても努めてほしいというお話がありました。まさにおっしゃるとおり、今後のところで非常に重要であると思いますので、中建審としても、しっかりとフォローアップをして、実効性を高めるようにしていきたいと考えております。

他によろしいですか。お願いします。

【今井委員】 全建の今井でございます。

まずは、令和7年度の補正予算におきまして、国土交通省分として国土強靭化実施中期計画を含め2兆873億円の公共事業予算を確保していただき、国土交通省をはじめ関係の皆様に、全国1万9,000社の会員を代表いたしまして、深く御礼申し上げます。また、令和8年度当初予算につきましては、資材価格の高騰や人件費の上昇を踏まえ、また、高市内閣が掲げる危機管理投資、成長投資による強い経済を実現するために、今年度を大きく上回る公共事業費を確保していただきますようお願い申し上げます。

私のほうから、2点、お話をさせていただきたいと思います。

1ページの図でお話をさせていただければと思います。私ども建設業は、やはり他産業より技能労働者の年収が低いものですから、これを何とか上げていく、行き渡らせたいということで、日々活動しているわけでございますが、一貫して申し上げておりますが、問題は入札制度でございます。この図では、発注者、元請が一緒になっておりますので、これは理想的の姿かと思われますが、実際には、もう一本左側にグラフが立っております。発注者のグラフがあるということでございます。現実的な数字としては、その間が92%とか80%になってしまうわけです。ですから、ここでの行き渡りを確保していかなければならぬということでございますけども、この自社利益等と書いてあるところ、経費含めたこの部分が痛めつけられておりまして、ここにしづ寄せが来るために、中小の元請が倒産している現実が続いているわけです。この業界は、生産性向上が非常に求められておりますので、人材への投資や生産性向上に関する投資ができるような環境をぜひつくっていただきたいと思っております。入札制度に関する検討をぜひお願いしたいと思っておりますし、この賃金の行き渡り、労務費確保のイメージの中で、これが必要条件であるということを一言明文化していただければありがたいと思っております。よろしくお願いします。

もう一点は、小ロット工事の歩掛ということあります。小ロット工事におきましては、国土交通省直轄の歩掛を用いることが多いのですが、相当労務費が低く算定されております。ほかの発注者の皆様も、自分のところで独自に歩掛をつくっていないときはこれを準用

されるわけです。ですから、一番ベースとなっているこの部分は、ぜひ上げていただきたいと思っております。小ロット工事に対応した歩掛をつくるということが非常に大切であり、それを基にした標準労務費になってくるように検討をお願いしたいと思っております。

私どもから以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。ただ今、今井委員から2点ということで、まず、全体の年収を上げていかないといけないという点で、やはり問題は入札の制度という中でこれを変えていって賃金の行き渡りを絶対的に実現していくということ。自社利益にしわ寄せがいくようなことが継続すると、中小の事業者への影響も大きいということで、中小の皆さんに、例えば人材投資など次に向けての投資ができるような環境をつくってほしいということが1点。

それから2点目として、小ロット工事の歩掛に関して、労務費が全体としてやや低く設定されている傾向があるということで、今後、こういうものに対応した歩掛ということも検討してほしい、という2点でございました。

これは、事務局から特に誰かコメントありますでしょうか。

【事務局（高橋）】 建設業課、高橋でございます。

1点目、入札制度の検討に関してお答えいたします。入札制度においては、予定価格の範囲内という、上限拘束性があることから、適正な利潤を確保するところの難しさがあるだろうと、業界の皆さんにお考えかと思います。予定価格を、実勢価格を踏まえて適切に設定するということが重要だと思っておりまして、そういう取組をしっかりと進めていきたいと思っております。

そういう中で、2点目のこの小ロットの歩掛の検討とも絡んでくるかと思います。小ロットの歩掛によって、実勢価格との乖離が生じるようなことが起こり得るのではないかということで、小ロット歩掛の実態調査などを今進めているところでございます。そういう調査の結果を取りまとめて、いろいろ活用できるように努めていきたいと考えており、労務費の基準に関する取組の中でも活用いただけるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

【大久保会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、お願いします。

【土志田委員】 全国中小建設業協会の土志田でございます。常日頃から大変お世話になってございます。

実は、私もワーキングの一員として、委員として10回、11回のワーキングに関わって

きたものとして、ちょっと発言をさせていただきたいと存じます。

今回の労務費に関する基準により、発注者から技能者を雇用する建設業者まで、賃金の行き渡りが行われることは非常に私としてはありがたいことと考えております。労務費の基準により、下流から上流への価格が決まる構造は、今までの商習慣を大きく変えることとなります。また、変わっていかなければ、行ってきた意味がないのかなというふうに感じているところでございます。

振り返りますと、平成29年の建設産業政策2017プラス10において、そのときも私、参加をさせていただいたおりましたが、今後の建設産業政策について議論され、長年の慣例を打破し、常識となっていた受発注者間や元下間の商習慣を抜本的に変えていく必要があり、制度的な対応が求められると、建設産業政策会議で提言されましたが、今ようやく8年が経過して実現する運びとなっております。今回、この実現が実効性のあるものとするため、我々企業としても努力してまいりますが、発注者の皆さんにも責任を持って対応をお願いしたいと願っております。労務費の行き渡りは、持続可能な建設業を営むきっかけとなり、扱い手不足を克服し、若年層や女性の入職を促進させるとともに、高年齢層が働きやすい環境整備を行うことで、より一層、地域貢献することが可能となります。

毎回申し上げてますが、我々中小建設業は、特に土木系業者は地方の公共発注工事が頼りであります。地域に根差しているからこそ、地域の守り手として役割をしていかなければいかんというふうに認識しておる次第でございます。企業としても、もうからなければ災害出動も地域貢献もできません。そのためにも、8年前の繰り返しにならぬよう実効性の確保を現実に進めるため、国として積極的に地方公共団体への指導を強化していただきたいと思っております。また、将来的には、この労務費の基準を設計労務単価にとらわれないよう、技能労働者の需給バランスなどの社会情勢等を反映しての労務費にすべきかと思います。6月の第8回の労務費の基準ワーキングでも発言をさせていただきましたが、設計労務単価の1.5倍程度の労務費にしないと、技能労働者の成り手が今後は出てこないのではないかという現状があるということも話をさせていただきました。今年の夏のように、厳しい環境下で働く人には屋内で働く人より高い労務費が支払われて当然のことと考えております。労務費に関する基準案にもありますよう、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能労働者に対する賃金の支払い状況をフォローアップし、結果により必要に応じてワーキングにて議論し、社会情勢の変化を踏まえて、労務費の見直しの措置を講じることとなっていることは評価できるというふうに私は考えております。市場の受注環境が変わっても、

予定価格と最低制限価格により契約価格が制限を受ける仕組みとなっておりますことから、受注拡大時は、不調不落が発生してしまいます。我々中小建設業は、公共事業に依存する割合が非常に高い業種でもあります。しかし、施工条件が厳しく、利益があまり見込めない工事であっても、地域のインフラを守る社会に貢献する会社としての責任感から、多少、予算的に合わなくとも受注する場合もあります。こうした受注の積み重ねが会社経営に悪い影響を及ぼしております。また、最低制限価格帯での入札をしなければならない、受注ができないのが現状であり、結果として、労務費の原資を確保することも難しくなるという現状があるということも御理解願いたいと思います。受注段階で資金を確保できなければ、労務費の行き渡りどころが労働力の確保ができなくなり、企業努力として不足分を補填しながら事業継続をしております。今回決定される労務費の基準については、発注者、受注者が工事に携わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき責任を、役割を果たすことを覚悟して挑まなければならないと思っております。

最後になりますが、私は建設業を通じてこの国を守り、地域に暮らす人々の安全安心を守ることを使命として、建設業をこれからも続けてまいりたいと願っております。また、続けられる産業として、どうぞ御指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。今、土志田委員から、まさにワーキングのメンバーとして御参加をされて検討作業に当たられたということで、いろいろな御意見をいただきました。今回の、この動き、流れというのは、今までの商慣習を置き換えるということであり、しっかりととした賃金の行き渡りを実現していくということで、当然それに対する期待も大きいわけですが、実効性を確保していくためには、受注者だけではなく発注者にも責任を持った対応が必要であるということ。そして、この実効性、特に中小の建設事業者、また地方の公共事業の割合が大きいという中で、地方のインフラ整備にしっかりと貢献をしていくということを前提とした上で、国としても地方公共団体への指導をしっかりとお願いしたいということ。それから、当然のことながら、今後、社会情勢や環境は変わってまいりますので、この労務費に関しましても、しっかりとフォローアップをして、変わった環境などに合わせた対応をしっかりとやっていくということで、いずれにしても、発注者、受注者含めて全体のパートナーシップの中で、それぞれの立場でインフラの整備維持という重要な役割を担っていくといったお話をいただきました。ありがとうございました。

それでは、お願ひします。

【鈴木（眞）委員】 三井不動産の鈴木でございます。私のはうから一言お話をさせていただきたいと思っております。

まず、国交省の皆様、またワーキンググループの皆様におかれましては、今般の労務費の基準や約款について意見を取りまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

審議の内容への意見ということではなく、国交省や建設業界の方々への期待という観点で少しコメントをさせていただきたいというふうに思っております。

発注者といたしましても、建設業の持続可能性のために、適正な労務費が技能労働者の方々に支払われることを望んでおります。今回の審議の内容であります労務費の基準やコミットメント条項が適切に運用されることで、建設業法改正の目的である担い手の確保が進むことを高く大きく期待をしているところでございます。発注者としても、決して他人事ではなく、高い関心を持って、これらの施策の実効性向上に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

一方、皆様御承知のとおり、建築費の高騰ということが昨今著しく進んでおりまして、市街地の再開発事業等におきまして、そういうものが延期であったり、また中止になるといったような事例が出てきているのは皆様御承知のとおりかと思います。こういった建築費の高騰の背景には様々な理由があるということも認識しておりますし、我々不動産業界発注者側も、様々な工夫をしながら、その高騰について少しでも緩和できるような工夫、取組をしていかなければいけないと考えておるところでございますが、こういった状況が継続してまいりますと、やはり都市の再生でありますと、レジリエンスの強化等の大きな障害となっていき、ひいてはこれが都市の国際競争力強化、自然災害に対する防災力強化、また、環境問題の対応等々、社会課題の解決に著しい支障を来すということを危惧しているところでございます。

そういうことを懸念いたしまして、先月末に不動産協会のほうから日建連様に文書を提出させていただきました。建築費高騰等の問題に係る緊急申入れと、成長型経済に資するまちづくりの推進に向けてということで、5つのポイントを書かせていただきまして、文書を提出しております。ポイントだけ簡単に御紹介をしたいと思います。

1点目が、担い手確保のためにあらゆる対策を講じていきたいということ。また、2点目は労働意欲に応じた柔軟な働き方が可能となるような環境を創出いただきたいということ。3点目が、今日の議題でもございましたけども、労務費の行き渡りについて徹底を図っていただきたいということ。4点目が、DXであったり技術開発、生産性の向上に資する推進を

どんどん推進していただきたいということ。そして最後に、個別案件に係る様々な協議において、これまで以上に発注者側と受注者側で積極的なコミュニケーションを図っていただきたいということあります。いずれも、発注者側から受注者の方々に一方的にお願いをするということではなくて、発注者側も一緒になって考えていき、大局的な観点から、こういった課題について解決をできればという趣旨で文書を差し入れさせていただいておりますので、併せて御報告をさせていただきます。

以上です。

【大久保会長】 鈴木委員、ありがとうございました。ただいま発注者サイドからのお話ということで、国交省、受注者サイドへの期待という話であります。当然のことながら発注者としても実効性向上に取り組んでいく。一方、建築費の高騰とか具体的に建設工事が中止になる事例とか、確かに実際も、いろいろなメディアでも報道されているとおり、そのような事例も出ているところです。こうした状況の中で、今後の都市の整備や、様々なインフラ関係を含めた社会課題の解決ということにおいては、発注者、受注者の積極的なコミュニケーションを取りながら、一緒になって考えていくことが重要になる。先ほどお話があった不動産協会から日経連にも文書を提出しているということなども含め、このような形で、こうした環境をいかに乗り切っていくかということでは、先ほどの土志田委員の話にもありました、パートナーシップや積極的なコミュニケーションが非常に重要になると思いますので、これを契機に、そういうものをさらに進めていければと考えております。ありがとうございました。

【宮本委員】 少しそのことについて。

【大久保会長】 では、よろしくお願ひします。

【宮本委員】 今程お話しのあった申入れ書を頂いた立場、日建連でございます。その節はわざわざ私どものほうにお越しいただいて大変恐縮をしているところですけれども、パートナーとして一緒にやっていきたいというお話をいただいて、大変ありがたいと思っております。私どもも、ぜひ御一緒に、この事柄については解決をしていきたいと思っています。特に、先程おっしゃられた、再開発が止まったりしていることについて社会に対する影響が大きいということは私どももよく分かっております。そういうことについても、御一緒にいろいろやっていければと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

【大久保会長】 ありがとうございました。それでは、お願ひします。

【藤澤委員】 日本空調衛生設備工事業協会の藤澤と申します。

本日いただきました労務費に係る事象で技能者の賃金を確保していこうという施策が、実効性確保策も含めてパッケージで示されているということは非常に意義深いというふうに思っております。

こういった中で、1つ、7ページに、CCUSレベル別年収支払いという項目が記載をされております。実効性確保策でございます。これに関する詳細の資料で13ページですか。13ページに、レベル別年収で代表的な技能種目別に、そしてレベル別に示されております。非常に幅を持った数字を示していただいているだけでも、これはたくさんのデータの中からお作りになったというふうに当然理解できるわけですが、やはり国がお作りになったものを確認しながら、各全国でいろんなことを決めていくわけでございます。その中で、やはり示されたもの、意味というのは非常に大きいと思います。こういった中で、やはり都市部と地方の格差がかなり大きゅうございまして、当然データを集めになっておられますので、首都圏、例えば首都圏あるいは近畿圏、名古屋圏、幾つかは分かりませんけれども、代表的なエリアの数字をお示しいただければ、それぞれで具体的に交渉あるいは実施策を打っていく場合に、非常に有意義であると考えますので、ここの点につきましては、今後の検討で結構でございますので、ぜひお願いをして、より実効性の確保ができる形でデータをお示しいただければと思います。

私のほうからは以上です。

【大久保会長】 藤澤委員、ありがとうございました。実効性確保策ということで、CCUSのレベル別年収のお話がありました。確かに今回の基準は、それなりに幅を持った数字になっております。当然のことながら、地域ごとにいろいろな環境なり状況の違いというものがあって、実際この基準として、具体的には各地域でどのように実際の適用がされていくかというところが、今後非常に大きなポイントになるので、今後の検討課題として、代表的な地域ごとにもう少し細分化するということも検討いただきたいというお話でした。これに関して、特にございますでしょうか。

【伊勢官房参事官】 事務局より、藤澤委員の御指摘について回答させていただきます。

このCCUSレベル別年収につきましては、前回、令和5年に出した際、全国一律値で職種別に出していると。すなわち、3大都市圏を含むエリアもそうでないエリアも、一律の幅をもって、例えばこの13ページでございますと、配管工、これは47都道府県どこの配管工の方であってもレベル4の中位から上位はこの数字であると。一方で、今お話がございま

して、もともと設計労務単価を47都道府県別に出しているという数字でございますし、もう少しその地域の実情に合った形で見ていくことが望ましいんじゃないかという問題意識を持っておりましたので、今回、お示しをすることを予定しております新たなCCUSレベル別年収におきましては、ブロック別までは細分化をしてということでお出しすることを予定しております。そうすると、大分ブロックごとに数字の差も出てくるということがございまして、メリット・デメリットある部分があろうかと思いますが、こういった部分についても、出した結果どういうことが起きたかということについては、よくよく、その後の御意見なども聞きながら、さらなるCCUSレベル別年収の実効性の確保に向けて、必要な手を打っていきたいと考えております。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。他にどなたかいらっしゃいますか。お願いします。

【小山委員】 JR東日本的小山と申します。

鉄道事業を行う発注者として、一言お話ししたいと思います。

建設業界の現状という資料の中にもあるように、鉄道事業においても、鉄道の安全安定輸送の確保、あるいはサービスの改善を目的とした様々な工事を実施していますが、その中でも、作業の担い手不足というのは我々にとっても大きな課題であると認識しているところでございます。特に、日々の安全な鉄道運行を行うために行っているメンテナンスの作業については、担い手の高齢化あるいは不足が顕著になっておりまして、担い手確保が喫緊の課題ということで、これはもう皆さんと同じような認識ということでございます。我々事業者としても、建設作業の働き方改革という面では、作業環境を整備していくということで、いろいろな取組を行っているところでございます。先般発表させていただきましたけれども、来年のダイヤ改正におきましては、新幹線の終電を繰り上げるということで、少しでも夜間で作業する時間を確保する。そして、その時間を活用して機械化施工を進めていくというようなことを計画しております。また、様々な路線において、昼の列車を一部運休しながら、夜間の作業から昼間の作業に変えていくというような、いわゆるお客様に少し御迷惑をかけるという部分もありますけれども、そういうこともお願いしながら実施しているところでございます。

労務費につきましても、今回一定程度の基準が示されたということで、実際の担い手の皆様の処遇がしっかりと改善されて、建設業全体の人材確保につながることを大変期待して

いるところでございます。

説明の中にもございましたけれども、実際の運用はこれから実施されていくわけですけれども、それに当たりましては、今までの商習慣と変わるということで、実務の中では不透明な部分もありますので、フォローアップしていただけるということでございますので、しっかりと様々な意見を聞いていただきながら、必要な改善等をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【大久保会長】 小山委員、ありがとうございました。国の大変重要なインフラの1つである鉄道事業を担われているという立場からのお話がありました。担い手不足、高齢化という問題は日本の様々な場面で出てきているわけでございますけれども、そういう中で、実際の特にメンテナンス作業を行う場合等々に関して、ある意味いろいろなことを、例えば若干サービス低下に繋がるものも、また犠牲という言い方がいいのかどうか分かりませんけども、そういうことをやりながら全体のバランスの中で進められているということあります。この基準が、鉄道事業も含めた建設業全体の担い手確保に資するということに期待するということでした。ただ、当然のことながら、他の皆様からもございましたけれども、実際の運用が非常に重要になってくるので、しっかりとフォローアップをしていってほしいというお話がありました。

他にどなたかいらっしゃいますか。ではお願ひします。

【渡邊委員】 URの渡邊と申します。

私も労務費ワーキングから参加しておりますが、発注者という立場にありながらも、ワーキングによる11回の議論を通じて、この業界をどのように盛り上げていくかということを主眼に考えてまいりました。発注者の立場から「こうしたほうがいいんじゃないかな」ということよりも、むしろ策定したものをどのように実効性ある形で運用していくかという点を強く意識しているところでございます。

URは公的機関ですので、予定価格を作成するわけですが、当然、事業を進めていく中では事業予算を確保した上で積算を行っております。ただし、受注が見込めない予定価格を作成しても意味がないため、実際に請け負っていただける水準を踏まえて積み上げることが非常に重要だと思っております。

その際、歩掛や労務単価の活用に加えて、見積り取得も行っておりますが、その1つがメーカーからの見積りでございます。メーカー側はどの施行者が受注するか分からぬ中で見積りを提示していただく形になりますので、どれだけ信頼性の高い見積りをいただける

かが重要なポイントになってくるかなと思っております。そういった意味で、業界全体で労務費の適正な反映を進めていくためには、幅広い分野に対して、実効性確保の必要性を浸透させていくことが不可欠であり、そうした観点から実態に即した見積りが得られるかについて懸念しているところでございます。

もう一点は、公的機関であるがゆえ、提出書類等が非常に多く、その分経費や事務負担が発生しているかと思います。URとしてもいかにこの辺を削減して双方の手間を省けるかということに重点を置いて取り組んでいるところでございます。

しかし、この点は、発注者側だけで検討しても限界があるため、国交省様をはじめ業界の皆様とともに、「本当に必要な書類は何か」「不要なものは何か」を改めて議論できるようなことが進められればと考えているところでございます。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。渡邊委員もワーキングのメンバーとしてずっと御参画をいただきまして、ありがとうございました。そういう中で、今も本当に良いお話がありましたけれども、ある意味、発注者とか受注者という枠を超えて、業界全体で、どのように盛り上げて、しっかりと実効性を今後上げていくかということで、今、URのお話がございました。見積りの取り方という観点でも、関係業界を広げて、この考え方をしっかりと浸透させていくことが重要であるということ。それから、書類の効率化というお話もありましたので、この辺りに関して、特に事務局から何かコメントありますでしょうか。

【伊勢官房参事官】 周知に関しましては、宮本委員からも冒頭御指摘をいただきましたけれども、やはりこれは商慣習、今まで当たり前のようにやってきたことを当たり前ではなくするということでございますので、かなり粘り強い、かつ、深い働きかけですか、そういった活動が必要になってくるんじゃないかなと。我々、媒体をつくるだとか、あるいは誰に対して何を働きかけることが効果的かということも、働きかける相手側によって異なってくると思っていますので、その部分を含めて、実際我々から直接働きかけるということもあるでしょうし、サプライチェーンに直接従事されている方々から取引活動の過程で働きかけていただくということもあるかと思いますので、そういった行動媒体などについても、よくよく御意見を聞きながら今並行して作成を進めておるところでございますけども、作成を進めていきたいということ、周知にもちろん御協力いただければということが1点と、あと、特に国土交通行政に必ずしも近接していない業界発注者の方々に対して、この今回の建設業法のアップデートをどううまく周知していくかということも重要な課題と考えてお

りまして、こちらについては、主立った業界団体につきましては、直接対面で御説明ということも含めて、こういったアップデートがなされていると。今までマナーとしてどうだということが、建設業法上、法令の世界でよろしくない行為ということと評価されるということにもなりますので、そういう部分の注意喚起も含めて、できる限りあらゆる機会を捉えて、そういった、特に国土交通行政からやや遠い発注者の皆様方にも、しっかりと、直接、こういった情報提供を進めていきたいなと考えているところでございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。では、お願ひします。

【小倉委員】 全建総連の小倉でございます。

私からは1点意見を申し述べさせていただきます。

まずは、12月12日に、労務費に関する基準を含めた第三次扱い手3法が全面施行される、そういう運びになったことにつきまして、この間携わられた全ての関係者の皆さんに深く敬意を表したいというふうに思っているところでございます。労務費に関する基準につきましては、2022年の8月に設置をされました、持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の取りまとめを受けまして、翌年の基本問題小委員会の中間取りまとめ、昨年の第三次扱い手3法の改正、そして今回の労務費に関する基準のワーキンググループでの検討など、足かけ3年以上議論が重ねられてきたということになりますが、成案が得られるということについては、当方としましても非常に感慨深いものがございます。

先ほどから多くの委員が言及をされておりましたけれども、労務費の行き渡り、そしてCUSのレベル別年収による、個々の技能者の経験技能に応じた適正な賃金の支払いを目指すというふうにしている以上、今後のさらなる具体策、具体的対応としては、様々な実効性確保策の強力な周知と推進はもとより、特に有効性などについては、定期的かつ定量的に効果検証をフォローアップするということは必須であるというふうに認識をしているところでございます。

こうしたことから、サプライチェーン全体の協力の下、効果検証フォローアップを適切な形で実施をしていただきたい。そのことについて、改めてお願ひを申し上げる次第であります。

私からは以上となります。

【大久保会長】 小倉委員、ありがとうございました。この労務費の基準、足かけ3年をかけて今ここに成案ができたということありますけれども、実際のしっかりとした労務

費の行き渡りということを考えますと、当然のことながら、今後の具体的な実行策ということが非常に重要になってくるということで、効果等に関するフォローアップをしっかりとやってほしいという御意見であります。これはもう当然のことだと思いますので、よろしくお願いします。

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。では、お願ひします。

【岩田委員】 建専連の岩田です。

我々、ずっとこのワーキングも参加させていただきまして、こだわってきたといいますか、1点ございまして、それは、労務費が固定されるということであれば、現場は全て予算というものがあって、それに基づいていくと。総額一式という契約で成り立っているわけですから、労務費が固定されると、経費が削られるということになって、結局我々の下請とすると、払えない理由をつくってしまうことになる。幾らもらったら払ってくださいよと言っても、もらっていないから払えませんと。そうならないように、相当踏み込んでまとめていただいだと思っておりますので、我々としますと、この基準をもって、これがコンプライアンスですというような形で、現場、第一線と交渉していく必要があると思っておりますので、ここはしっかりと周知をして、我々も努力をしていきたいと思います。

ただ、その中で、やはりお金が安いところがいいという、そういう商環境でこれまでずっときましたので、表現としては、価格からしてと我々も申しておりますけども、お金以外何を競争するんだと。やっぱり現場へ行って説明をするとそこを言われるわけです。何を競争するんだと。そこは生産性であり、担い手確保のためにやっているんだから、人を入れている企業に優先的に仕事を出してくださいというお願ひをしていこうと思っております。

ここで、ここについてもお願ひ、ここもお願ひなんですが、やっぱりやっている元請さん、これをやれば、価格帯としては、今までと比較するとやっぱり高くなるわけです。高いというのが適正というのかは別としまして、そうすると仕事があるうちはいいです。仕事がなくなると、これを実行している、実践している元請さんも、その傘下の下請も仕事が当たらなくなる。ここをぜひともそういう環境にならないように、しっかりと我々も努力してまいりますし、ここは監督行政としてしっかりとチェックをしていただきたいなと思っております。価格からしてどう変えていくのかと。これは、この中建審においてもサプライチェーン全体でというお言葉も多数出てまいりましたので、継続して、どのような問題点があるのかということも、我々もいろんな様々な場所で、全国大会みたいなものもありますので、そういうところで発信をしてまいりますので、よく見ていただいて、現場ではこういう課題

があるということを継続して審議、チェックをしていくことによって、この法律がしっかりと実効性のあるものに保たれていくと思いますので、1年で変わるとは思っておりません。ですので、しっかりと我々もやっていきたいと思いますので、確認のほう、よろしくお願ひします。

以上です。

【大久保会長】 岩田委員、ありがとうございました。まさに、今までの商慣習の中では下請のところにいろいろな苦労が最終的に回ってくるということだと思います。ですから、今回このような基準案ができて、これがコンプライアンスであるというぐらいの位置づけであるとして、いわゆるお金以外のところでの競争という点、即ち価格から質というポイントをどのようにしっかりと入れていくかという点について、実効性が上がっていくことをしっかりと関係者がフォローアップをして、チェックをしつつ、うまくいかないところはまた新たな策を講じるという形で進めていただければと思います。

この点、何かよろしいでしょうか。他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

他にございませんでしたら、本審議会としての労務費に関する基準案の取りまとめにつきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大久保会長】 ありがとうございます。皆さんから御意見をいただきましたけれども、ある意味これがスタートであります。やはり実効性を確保することが最重要ということになりますし、サステナブルな建設業、魅力ある建設業、我が国の重要なインフラ整備を担う建設業の実現を、関係者一同で目指していきたいと思います。

続きまして、議事の2番目でありますけれども、建設工事標準請負契約約款の改正について、事務局より御説明をお願いします。

【山影建設業政策調整官】 建設業課の山影でございます。私のほうから御説明をさせいただきたいと思ってございます。

お手元に資料2-1のほうを御用意いただければと思ってございます。

建設工事標準請負契約約款の改正についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページでございますけれども、標準約款につきましては4種類ございまして、公共工事に適用される公共約款と、それから民間につきまして、規模別に甲と乙という約款、そして元請と下請、あるいは下請間の約款であります下請約款の4種類があるということでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目でございますけれども、こちら前回6月の中建審において中間報告させていただいた資料をつけさせていただいております。この資料の主な改正事項にありますように、大きく3つの事項ということで、コミットメント条項の新設と、それから契約変更協議に関する条項の見直し、その他各種規定の適正化につきまして、改正を検討している旨を中間報告させていただいたところでございます。

それから、3ページ目、4ページ目、5ページ目につきましても、6月のときの中建審の資料を改めておつけしているところでございまして、3ページ目は、コミットメント条項につきまして、これにつきまして選択的な条項として導入するということ。

それから、4ページ目につきましては、今回、改正建設業法で資材価格高騰に基づきます請負代金の変更方法、こちらが契約書の法定記載事項として明確化されたことを受けまして、これに対応するような規定を約款に盛り込めないかということ。

それから5ページ目でございますけども、その他改正事項といたしまして、前払金の支払いですとか暴排条項につきまして検討していることを御報告させていただいたところでございます。

本日、検討の結果ということで、6ページ以降で改正案の内容について御説明をさせていただければと思ってございます。

6ページ目でございます。

改正の全体像をまとめたものでございます。大きく2つに分けておりまして、まず、1ポツということで、第三次・扱い手3法を踏まえた対応ということでございまして、(1) 請負代金内訳書に明示する項目の追加、それから(2) コミットメント条項の新設、(3) 契約変更協議に関する規定の追加につきまして、今回御提案をさせていただくということでございます。それから、2ポツということで、その他の改正ということでございまして、このタイミングに合わせまして、(1) 前払金の使途、それから(2) 暴排条項追加、その他、(3) でございますけど、社会情勢に応じた見直しということで、それぞれにつきまして、7ページ以降で資料をつけさせていただいているので、こちらで御説明をさせていきたいと思ってございます。

7ページ目をお願いできればと思います。

法改正を踏まえた1つ目の対応ということで、請負代金内訳書に明示する項目の追加についてでございます。現行でございますけれども、契約締結後に受注者は請負代金内訳書というのを作成し、注文者に提出することとなっておりまして、こちらには法定福利費を現行

明示するということになっているところでございます。今般の法改正におきまして、労務費の確保等の観点から、材料費、労務費、それから法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金を内訳明示した見積書を作成する努力義務が創設されたところでございます。

改正内容のところでございますけども、これに対応する形で、契約締結後に作成いたします請負代金内訳書につきましても、見積り段階で内訳明示される材料費、労務費、安全衛生費、建退共掛金につきまして、内訳明示する項目として追加するということでどうかと考えているのが1つ目の改正案でございます。

続きまして、8ページ目をお願いいたします。

コミットメント条項の新設ということでございます。先ほど御審議いただきました労務費に関する基準におきましても、実効性確保策としてこの制度の活用が位置づけられたところでございます。改正内容のところにございますように、受注者が注文者に対しまして、適正な賃金や労務費を、雇用する技能者や直接の下請業者に支払うことを約するとともに、必要に応じて、注文者が支払いに関する書類の提出を求める規定を導入することとしたいと考えているところでございます。

2つ目の矢羽根にありますように、こちらにつきましては、契約当事者の任意で導入できる選択条項といたしまして、また、3つ目の矢羽根にありますように、2パターンの少し条文を用意させていただきまして、できるところからの活用を推奨していきたいと思ってございます。

9ページ目に条文のほうをおつけしております。第3項の部分がコミットメントの内容になりますて、第1号のところが雇用する技能者に適正な賃金を支払うということ、それから第2号のところが、下請事業者に対して適正な労務費を支払うというお約束でございまして、ここまでは基本的な内容として、AとB、いずれも共通でございますけれども、Aの場合につきましては、加えて3号のところで下請人との間でコミットメントを導入することなどを約する下請契約を締結するというところを規定しております、これがないものがBということになるということでございます。

10ページに少しイメージのほうをつけさせていただいているところでございます。

Aの場合は、発注者と元請事業者との契約段階におきまして、③の1次下請との契約におけるコミットメント導入を約することになりますので、これに基づきまして、元請1次との契約段階でも、③ダッシュ、2次下請との契約におけるコミットメント導入を約することになりますので、こういう形で、各段階における導入を促していくものになりますけれども、

条文Bの場合、右側でございますけれども、こちらについては、各段階で個別に適正な賃金や労務費の支払いについてのみ約するということになるものでございます。末端の事業者まで労務費の行き渡りを確保する観点からは、Aが基本であるべきと考えておりますけれども、コミットメント制度、新しい試みでございますので、Aの導入が難しい場合におきましても、できるところから、合意したところからコミットメントを導入することを可能とするように、少しこういう形で条文のバリエーションを用意させていただいたところでございます。

また、下に書いてありますけれども、情報開示に関しましては、受注者の過度の負担にならないように、誓約書や契約書の該当部分の写しなどで対応する運用で進めていきたいと考えているところでございます。

11ページ目をお願いいたします。

こちらは、契約変更協議に関する規定の追加ということでございます。今般の法改正におきまして、上の箱の①請負代金等の変更方法、こちらを契約書の法定記載事項として明確化したこと。それから、②でございますけれども、資材高騰など、請負代金等に影響を及ぼすおそれがあるときには、契約前にこの情報を通知し、③実際にそれが顕在化した場合には、契約変更の協議の申出ができる、これを注文者が誠実に応じるよう努力義務が創設されたところでございます。

これを踏まえまして、価格等の変動に伴います契約変更協議の円滑化を図るために、改正内容のところでございますけれども、①まずは契約変更請求ができる場合といたしまして、資材の供給の著しい減少など工期に影響を及ぼす事象や、資材価格の高騰など請負代金に影響及ぼす事象が発生したケースというものを追加してございます。また、②のところでございますけれども、こうした契約変更請求を行った場合には協議を求める能够性を明確化するとともに、誠実に協議に応じるよう努める旨を規定してございます。また、③でございますけれども、請負代金額を変更するときには、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるように、価格等の変動内容を考慮するということも明確化して、こういった規定を標準約款のほうに盛り込みたいという御提案でございます。

12ページ目でございますけれども、民間、甲の条文を少し抜粋しておつけしております。

30条が工期、それから31条が請負代金額の変更の規定につきまして、先ほどそれぞれ御説明した内容を盛り込む案としているところでございます。

13ページをお願いいたします。

その他の改正事項でございます。まずは、（1）前払金の使途に関する規定の見直しということで、公共約款のみに該当するものでございますけども、国の直轄工事におきまして、前払金の使途につきまして、一部恒久的に拡大されたことを踏まえて少し規定のほうを見直すということでございます。それから（2）暴排条項につきましては、既に公共約款のほうに盛り込んでおりますけれども、こちらにつきましては、民間の甲乙、それから下請約款にも同様の規定を追加するということでございます。（3）その他社会情勢に応じた見直しということで、2点盛り込ませていただいております。1つ目が、受注者の施工する工事と他の機関が発注する工事が密接に関連する場合ということで、例えば国発注工事と県発注工事が密接に関連する場合に、必要に応じて発注者たる国は他の機関である県と調整を行うというような規定を追加しているところでございます。

それから、最後の丸でございます。現在、公共約款につきましては、例えば請負代金額の変更については、受発注者間で協議して定め、仮に協議が整わない場合には、発注者が定めて通知するという規定がございますけれども、こうした受発注者間の協議が整わなかつたり、また、発注者の定めた内容に不服があつて、調停等の手続を申請した場合にも発注者は不利益な取扱いをしないという点を明確化することとしておるところでございます。

以上が改正内容でございます。

資料2-2から2-5につきましては、ただいま御説明した内容を反映した公共、民間、下請契約約款の新旧をおつけしているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。ただいまの御説明について討議に移りたいと思いますが、まず、本日、御欠席の委員から発言を預かっているというふうに聞いておりますので、事務局のほうから御紹介をお願いします。

【山影建設業政策調整官】 本日御欠席の石原委員のほうから、事前に御連絡いただきましたコメントのほうを少し御紹介をさせていただきたいと思ってございます。

建設工事標準請負契約約款の改正について公共工事標準請負契約約款第25条等関係。今般の建設工事標準請負契約約款改正について、各標準約款において共通的な改正事項については賛成、公共工事標準請負契約約款のみに係る改正事項である公共約款第25条等の改正について、公共発注者としての立場からの意見としては、以下のとおり。「受注者間の協議が整わない場合、発注者が定める」と規定されているが、地域の建設業者との契約が多い当県においては、受発注者間で長期的なパートナーシップがある中で、双方が歩み寄る

対応をしており、「受発注者間の協議が整わない場合」がほとんど生じていない状況で、他の公共発注者においても同様と推察する。その上で、この規定は、公共工事の場合、工事の円滑な推進を強く求められるものであること、また、発注者が公的機関であることから規定されているものと理解しており、協議が整わないケースを想定して、この規定自体は引き続き存置する必要があると考えている。今回追加された「受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議を行うように留意する」こと、「受注者が調停を請求したこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない」ことは、協議が整わないケースにおいても公的発注者としては当然行うべきことであると考えられるので、賛同できるものである。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。今の石原委員の御意見は、基本的には改正の内容については賛同いただいたという理解でよろしいですね。ありがとうございます。

それでは、御出席の委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。では、お願ひします。

【今井委員】 全建の今井でございます。建退共は、技能労働者の生涯収入において非常に重要な役割を果たしますので、官民間わずということであれば非常にありがたいと思います。ぜひこれを推進していくとともに、もう少し額を増やしていく必要がありますので、そちらのほうの検討もよろしくお願ひします。

以上です。

【大久保会長】 ありがとうございます。建退共が非常に重要な役割を担っている中で、これを推進していくとともに、賃金を上げていくということに関して、当然のことながら関係者全員が関わってくるということありますけれども、それに対してもぜひ進めていっていただきたいという御意見でした。

他にどなたかいらっしゃいますか。では、お願ひします。

【宮本委員】 日建連の宮本でございます。

今回の標準約款の改正は、改正建設業法を踏まえた、その実効性をさらに高めるための措置であると思います。価格等の変動に伴う契約変更協議の円滑化を図るために、請負代金等の変更方法の具体化や、資材価格の高騰等が生じた場合の誠実協議の具体化のための条項が盛り込まれましたことに、関係者の皆様の御尽力に感謝を申し上げたいと思います。

日建連といたしましても、サプライチェーン全体での価格転嫁を確実に行える環境の実現に向けて、今回新たに盛り込まれた標準約款の条項に基づき契約の適正化に努めてまい

りますけれども、ぜひ発注者の皆様にも同じ認識の下、受発注者間のコミュニケーションを促進し、相互理解を深め、WIN・WINの関係を構築していただくようにお願いしたいと思います。

また、前回の総会でも申し上げましたが、会員企業からは、この標準約款が利用されない、あるいは利用されても特定の条項が削除されたり、受注者が不利な形に変更されるといった声を少なからず聞いております。国におかれましては、今回改正された標準約款が文字どおり「標準」として利用されるよう、発注者、受注者双方に幅広く周知指導していただくなど、積極的な取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。今回の改正建設業法を踏まえ、いろいろな協議において誠実協議の条項等が盛り込まれているということです。こういうことを契機に、発注者も同じ認識の下、WIN・WINの関係をさらに進めていくということでありました。この標準約款の適用をしっかりと広めていくということに関して、事務局のほうから特に何かありますでしょうか。

【山影建設業政策調整官】 前回6月の中建審でも御意見いただいたところでございます。我々十分その認識、承知しておりますので、これからまさに改正法全体で様々な機会で周知啓発の活動をやっていくことになりますので、この標準約款の改正につきましても、しっかりと周知徹底を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【大久保会長】 よろしくお願いします。

【押味委員】 公共工事の標準請負契約約款の改正についても、少し日建連の土木本部長としてお話をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

公共工事は、民間工事と異なって工事が円滑に進まないと広く国民の皆さんに御迷惑をかけるということになるということからこのような規定が置かれていることは、私どもも、受注者としても一定の理解はあるものの、可能な限り受発注者が対等な関係になるために、意見の申出などが行いやすい環境を整えていただくことが非常に大事だということでありましたが、その点に関して、かなり御理解いただける条項の改定が今回なされたということで、非常に感謝申し上げたいと思います。

民間の土木に関しましても、昨年からNEXCO3社に日建連と合同で会議を立ち上げていただいたり、それから働き方改革や工事円滑化に関する施策についても取りまとめを

行うことができるようになってまいります。これも非常にありがたいと思います。

また、昨年度からは、鉄道会社や電力会社におかれましても、公社としての日建連との素直な意見交換ということで会を開いていただくようになりましたので、この件に関しましても大変ありがたいと思っております。引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【大久保会長】 ありがとうございます。ただいま押味委員から、公共工事に関して、これを契機に、可能な限り受発注者間で対等な関係をさらに構築をしていくことでの御意見、御依頼がありました。既にお話がありましたとおり、民間の土木工事に関しては、NEXCOさんや鉄道会社、電力会社さんと様々な取組が既に進められているというお話もありました。

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、本審議会としての改正案の取りまとめにつきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大久保会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、3番目の議事、経営事項審査の改正について、事務局より御報告をお願いします。

【山影建設業政策調整官】 引き続きまして、建設業課の山影でございます。

お手元に資料3のほうを御用意いただければと思います。資料3でございます。

続きまして、経営事項審査の改正につきまして、御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、1ページでございますけれども、経営事項審査制度の概要ということで、公共工事を受注する事業者におかれましては、この経営事項審査を受けていただくということに、そういう仕組みとなっているところでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目でございます。

2ページ目には、経営事項審査の審査項目を付けしております。経営規模、経営状況、技術力に加えまして、いわゆるW、その他審査項目として社会性等を審査しておるところでございまして、今回見直しをさせていくのはこの項目というところでございます。

3ページ目をお願いいたします。

こちら、前回6月の中建審におきまして御説明させていただいた資料でございまして、大きく3点の改正を考えている旨を中間報告させていただきました。

1つ目が、担い手の確保・育成ということでございまして、先ほどの労務費に関する基準でも御説明させていただきました技能者を大切にする企業の自主宣言制度について加点項目としてはどうかということ。それから2点目につきましては、災害対応力の強化ということで、現行、建機保有のほうを評価しておりますけれども、能登半島地震の経緯も踏まえまして、対象建機を拡大してはどうかということ。それから3点目でございますけれども、社会保険加入につきまして、令和2年から建設業の許可要件としたわけでございますけれども、5年経過し、許可及び許可更新が一巡したということを踏まえて、少し経営事項審査のほうでは見直してはどうかといった点について、中間報告をさせていただいたところでございます。

4ページ目をお願いいたします。

これは、Wのところの全体像でございまして、赤字にしている部分が改正箇所でございます。それにつきまして、順に、次のページから御説明をさせていただければと思ってございます。

5ページ目を御覧いただければと思います。

6月の中建審の資料を再掲させていただいておりますけれども、現在、W1の10で、建設キャリアアップシステムの取組につきまして、現場情報の登録ですか、カードリーダーの設置につきましての評価を行っているところでございます。これに加えて、担い手確保・育成の取組として今般創設されます自主宣言制度を項目として追加するとともに、現行の評価部分の配点も見直してはどうかというようなことを中間報告させていただいたところでございます。

6ページ目をお願いいたします。

自主宣言制度でございますけれども、こちら、先ほど御審議いただきました労務費に関する基準におきましても、契約段階の実効性確保策として位置づけられているところでございますし、この資料の一番下でございますけれども、下線の部分になりますけれども、所要のインセンティブ措置を講じることが望ましいと記載されているところでございます。

7ページ目をお願いいたします。

自主宣言制度の概要をおつけしてございます。この制度でございますけれども、建設企業が技能者の待遇改善の取組等を宣言し、それを可視化させることで評価を可能として、適正な賃金や労務費を支払うような事業者さんが市場で選択されて、受注機会の確保につながっていくような、そういう環境整備を図るということを目的としておりまして、12月の

12日からスタートさせるべく、準備を進めているところでございます。宣言していただく内容をこの資料の左側の緑のところで記載しておりますけれども、大きく3点ございまして、ア、労務費確保・賃金に関する取組といたしまして、労務費を内訳明示した見積書を作成すること、あるいはそれを考慮、尊重することといったことですとか、それから2点目、イ、キャリアアップシステムに関する取組といたしまして、カードリーダーの設置といった既存の取組に加えまして、例えば元請事業者の③、下請事業者のところにありますように、雇用する全ての技能者についてCCUS詳細型の登録を行うといったこと。それからウでございますけども、宣言企業との取引優先などを宣言してもらうというような制度でございます。

右側には宣言のイメージをつけておりますけども、宣言された企業につきましては、国交省のホームページにおいて企業名ですとか宣言内容を公表するとともに、シンボルマークなども活用いただくことで、宣言企業であることのPRを図っていくというような、そういう取組としてスタートさせていくということでございます。

8ページ目でございます。

今回の御提案でございます。今般の法改正の全面施行を受けまして、労務費等の確保のための取組と、それからキャリアアップシステムの取組、双方に積極的に取り組んでいる企業を評価することが必要ではないかと考えております。具体的には、左下、概要のところにございますように、審査基準日以降に自主宣言を行ったことに加えまして、自主宣言において設定した取組開始日以降に宣言した内容に取り組んでいるという誓約書を提出していくことなどを要件にした上で、新しい評価項目として追加してはどうかと考えてございます。また、追加に当たりましては、右下の配分の見直しのところにありますように、キャリアアップシステムに関する取組もございますので、現行のW1の10の加点配分を見直した上で、5点という配点としてはどうかということで御提案をさせていただくものでございます。

続きまして、9ページ目、2つ目の改正項目でございます。

建機保有の評価についてでございます。こちらも6月の中建審の資料でございますけれども、現状、この資料の中ほどの9つの建機について評価を行っているところでございますけれども、能登半島地震で活用された建機の中には対象となっていないものもあったということでございますので、今般、改めてアンケート等を行いました。その結果が、10ページ目でございます。10ページをよろしくお願ひいたします。

今般、改めて建設業者向けアンケートを行いました、また、能登半島地震における活用状況も確認させていただきましたところ、この資料の下の矢印のところにございます不整地運搬車、それからアスファルトフィニッシャーについて一定の実績もあり、また、定期検査といった稼働確認等が可能であることも確認できましたので、この2つについて加点対象として追加するということで考えているところでございます。

最後、11ページ目、12ページ目でございます。

3点目の、社会保険加入に関する評価項目の見直しについてでございます。

11ページ目も、こちらも6月の資料になりますけれども、社会保険加入につきましては、令和2年から建設業許可の要件としているところでございます。許可更新期間、許可の期間、5年でございますので、本年10月以降、許可業者につきましては、社会保険に適正に加入されているという状況でございます。

一方で、現行経営事項審査では、加入状況のほうを見させていただきまして、未加入の場合減点評価をしているというところでございます。

12ページを御覧ください。

結論といたしましては、中間報告のとおり、経営事項審査において、改めて社会保険加入を確認する必要性が乏しいということもございますので、引き続き、社会保険加入につきましては、許可のほうでしっかりと見ていくことといたしまして、事務効率化の観点から、経営事項審査の審査項目のほうからは削除するということで、御提案をさせていただいているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などがございましたら御発言をお願いします。では、お願いします。

【今井委員】 全建の今井でございます。建設機械の保有に関しまして、拡大をしていただいて大変ありがとうございます。やはり生産性向上のためには、このような措置が絶対に必要です。ぜひ更なる拡大と、建設機械を保有できるような環境を整えていただくよう、よろしくお願いします。

このような措置を利用して、建設産業全体の生産性を上げていくことが非常に重要だと思います。ぜひともよろしくお願いします。

【大久保会長】 ありがとうございました。今、今井委員から建設機械の保有に関する今回の改正は非常にありがたいというお話で、ただ、今後さらに生産性向上を図っていくため

には、今回の拡大だけではなく、さらにまた状況を見て拡大をしていくということ、それとさらに、全体として保有できる環境を引き続き整備していただきたいというお話がありました。これに対して、特に事務局、よろしいでしょうか。

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。お願ひします。

【土志田委員】 全中建、土志田でございます。

7ページの、自主宣言制度のところの必須項目、ア、イ、ウとございます。アとウは問題ないんですけど、イのキャリアアップの活用について、中小零細企業の元請けをやっている事業主にとっては、このキャリアアップ自体が、まだ緒についておらない方もかなりいらっしゃいます。そういう中で必須項目になったときに、かなりここからこぼれる人間が出てくるのかなということの懸念が1点あるということだけお伝えしておきたいと思います。

以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。自主宣言制度を今後活用して進めていく上で、まだまだCCUS制度の活用まで、なかなかいけていないという、まだ緒についていない事業者もそれなりにいるということ。こうした状況も踏まえて進めていただきたいという御意見でした。ありがとうございました。

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

西野委員、大変失礼しました。お願ひします。

【西野委員】 ありがとうございます。

今回の改正において、担い手確保ということで、こちらの自主宣言制度について追加・加点されていますけれども、前回の6月の中建審でも申し上げましたとおり、そもそもいかに建設業に入っていただく人を確保するか、また、建設業に初めて就業する人をどのように育てていくかという中で、それらに個社で取り組んでいるとか、地域において、複数の企業で共同して、もしくは団体として取り組んでいるということもあるかと思います。そういう地道な取組みについても、何かしら評価されるような制度が今後必要であると思います。今回の改正に反映いただくのは難しいのは承知しているんですけども、今後また改正をしていくときに、新しく人を育てていく、一から育てていくとか、そもそも建設業に入ってくれる人を増やすとかの取り組みをしている企業に加点をされるような方向で検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

【大久保会長】 西野委員、ありがとうございました。おっしゃるとおり、そもそも建設

業の担い手を持続的に確保していくためには、今回の改正の中には含まれていない項目、特に地道な人材確保、人材育成等の取組についても、今後何らかの評価加点がされるようなことを検討してほしいと。これに関して、特に事務局からありますでしょうか。

【山影建設業政策調整官】 西野委員からは、前回6月のときにも同じ御意見いただいているところでございます。今回は少し、そういう意味では盛り込まれておりませんけれども、御指摘のところにつきましては、引き続きしっかりと検討していきたいと思ってございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

それでしたら、経営事項審査の審査基準の改正につきましては、本日の総会において案のとおり了承されるものとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大久保会長】 ありがとうございました。

続きまして、最後になりますけれども、議事の4番目ということで、最近の建設行政の動向につきまして、事務局より御報告お願いします。

【山影建設業政策調整官】 建設業課の山影でございます。

お手元に資料4のほうをお願いできればと思ってございます。

最近の建設行政の動向、トピックにつきまして、少し御報告をさせていただきたいと思ってございます。

まず、1ページ目でございます。令和8年度の国土交通省の概算要求でございますけれども、公共事業関係費につきましては、前年度比1.19倍の6兆2,820億円を要求しているところでございますし、事項要求のところにございますように、国土強靭化実施中期計画に必要な経費や労務費確保の必要性、資材価格の高騰の影響を考慮して事業の実施に必要な経費につきましては事項要求として要求をしているところでございます。

2ページ目をお願いいたします。

こちら、10月に高市内閣総理大臣のほうから、経済対策の指示がなされたというところでございまして、この指示の下、取りまとめられたものが、次のページ、3ページ目でございます。こちら、11月21日に閣議決定されました経済対策の関係部分の抜粋をつけさせていただいているところでございます。例えば一番下のところでございます。国土強靭化につきましては、令和7年度補正予算から必要かつ十分な額を措置するといった内容が記載されているところでございます。

4ページ目でございます。

この経済対策に基づきまして、先週28日金曜日に、令和7年度の補正予算が閣議決定されたところでございます。国土交通省の予算のポイントをつけさせていただいておりますけども、公共事業予算につきましては、2兆873億円となってございます。また、国土強靭化実施中期計画に係るものとしては、1兆2,346億円を計上しているところでございます。

それから、5ページ目をお願いいたします。

建設業関係の補正予算の抜粋をしているものでございまして、下の点線の箱に書いてありますけれども、労務費の行き渡りの実効性確保や、それから魅力発信ですとか災害対応力強化にも資するICT技術の活用等の推進に係る予算についても計上しているところでございます。

6ページ目をお願いいたします。

高市総理の下、新しい成長戦略の検討の場といたしまして、日本成長戦略会議が創設されました。重点17分野と申し上げられておるところでございますけども、この資料右側でございますけども、「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野として、防災・国土強靭化、それから分野横断的な課題といたしまして、賃上げの環境整備も挙げられているというところでございます。

7ページ目をお願いいたします。

労働時間規制に関してでございますけれども、こちら、厚労省の審議会の資料の抜粋でございます。今年6月に閣議決定された骨太等の抜粋をおつけしておりますけれども、働き方改革関連法施行後5年の総点検を行うこととされておりまして、8ページ目でございます。厚生労働省におきまして、労働時間に関するニーズですとか労働時間規制の対応状況、課題認識につきまして、アンケートやヒアリングが行われるという状況でございます。

次に、9ページ目をお願いいたします。

外国人材に関する資料をおつけしているところでございます。今般、育成就労制度が令和9年4月から創設されるということになっているところでございます。

10ページ目をお願いいたします。

この育成就労制度につきましては、その基本方針というものが今年3月に閣議決定されたところでございまして、現在、分野別の運用方針の策定に向けた検討が進められているところでございます。

11ページ目でございます。

それに際しまして、建設業におきましては、建設分野における外国人材の円滑かつ適正な受入れに向けまして、育成就労制度の施行に向けた対応の方向性をはじめとした幅広い論点について議論検討を行うための検討会のほうを開催いたしまして、11月に取りまとめを行ったところでございます。

12ページにおつけしておりますのが、その取りまとめの内容でございまして、育成就労、それから特定技能制度について、転籍制限でございますとか分野別の協議会、それから上乗せ措置につきまして、また、中長期的なキャリアパスや外国人技術者、そして共生の取組についても一定の取りまとめを行ったところでございます。この内容を踏まえまして、分野別運用方針の検討を進めるとともに、外国人材の円滑かつ適正な受け入れ環境の整備を進めていきたいと考えているところでございます。

13ページ目をお願いいたします。

先般9月に国交大臣と建設業団体の皆様との意見交換会を開催したもののお概要をつけてさせていただいているところでございます。

施工余力があるということを確認させていただくとともに、賃上げや生産性向上について、官民一体となって取組を進めていくことを確認させていただいたところでございまして、引き続き皆様方と賃上げ、生産性向上の取組をしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

14ページ目、15ページ目でございます。

先ほど土志田委員のほうから、キャリアアップまだ中小では、というお話もあったところでございます。

御紹介でございますけれども、まず、14ページ目でございますが、キャリアアップシステムにつきましては、スマートフォンアプリの建キャリというものを昨年11月からリリースを開始しております、少しこちらで例えば就業履歴などを技能者本人の方がいつでも簡単に閲覧できる環境を整備しているというところでございます。また、最近の取組といたしまして、15ページ目でございますけれども、建退共との連携をさらに一歩進めたところでございます。今年10月からは、この資料のCCUSとの連携というところでございますけれども、これまで少し一旦ファイルをダウンロードして、入れていただくみたいなところがあったところでございますが、キャリアアップシステムからデータを自動連携することで、手続を簡素化するといったところをスタートさせていただいたところでございます。

いずれにしましても、3か年計画に基づいてやっておりますけれども、処遇改善、それから業務効率化など、皆様がメリットを実感できるように、CCUS活用の拡大に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後、17ページ目をお願いいたします。最後のページでございます。

国の直轄工事の入札に係る運用の見直しについて少し資料をつけさせていただいているところでございます。国の直轄工事におきましては、入札参加者間に親子関係がないという要件につきまして、現行、中ほどに書いております①競争参加資格確認時、それから②入札書の提出締切時、③開札時の3点で、3つの時点でこれを充足することを求めるところでございますけども、昨今、建設企業統合等の事例が生じているということも踏まえまして、また、②から③の間は入札書の変更ができないということも鑑みまして、この③開札時につきましては、この要件を充足することを不要とする見直しを行うということにつきまして、この場をお借りしてちょっと御報告をさせていただきたいというところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【大久保会長】 ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事につきましては、これにて全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（高橋）】 大久保会長、ありがとうございました。そのほか、何か国土交通省側から発言はございますか。局長、お願ひします。

【楠田不動産・建設経済局長】 すみません、終わりですが、一言最後、お話をさせていただければと思います。

今日も長時間にわたって御審議をいただきまして、本当にどうもありがとうございました。本日御審議をいただきました労務費の基準、それに基づきます労務費の確保、行き渡り、それから賃金の支払いという一連の仕組みでございますが、他産業には例のない新しい取組でございます。これは建設関係者の皆様の強い危機感の裏返しによるチャレンジだというふうに私どもは考えております。ワーキンググループでずっと議論していただきました、新しい基準をどう作るかということももちろんござりますけれども、どう実効性を確保するかということに大変多くの時間を割いて御議論いただきました。この点については、今日も先生方からたくさん貴重な御示唆、御意見いただいたと思っております。徹底した周知、個別のチェック、それからフォローアップ、それを踏まえた改善、しっかりと取り組んでまい

りたいと思います。

今月の12日、いよいよこの法律が施行されます。建設業にとって大きな転機になったというふうな評価をいただけるような、しっかりとした取組にしていきたいと思っておりますけれども、そのためには、先ほども鈴木委員、宮本委員、各委員の皆様からもお話をありましたが、発注者、受注者が気持ちを一つにして、全体で継続して取り組んでいくことが大変重要だというふうに思っております。

委員の先生方には、これまで大変御示唆、御協力をいただきました。心から感謝を申し上げたいと思いますが、引き続き、それぞれのお立場から格別の御支援、御尽力賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが、一言最後のお礼、それからお願いの御挨拶とさせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

【事務局（高橋）】 それでは、これをもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御多用のところ、誠にありがとうございました。

— 了 —